

# 五泉市農業委員会

## 令和4年 第8回 定例総会議事録

会議開催 令和4年8月31日(水) 午後2時00分  
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

### 出席委員(18人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

### 欠席委員

16番 樋口 勝俊

### 関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地転用事業変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の修正について

議案第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の修正について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 4 年第 8 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願いいたします。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 4 年 第 8 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、16 番 樋口勝俊 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 9 番 権平孝男 委員、10 番 金子信行 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 7 番 川村孝雄 委員から報告してもらいます。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。議席番号 7 番、現地調査班 川村です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 8 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、羽賀 委員、皆川 推進委員、宇田 推進委員と、事務

局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

能代、南本町1丁目、寺沢4丁目、柄沢、中川新、猿和田、論瀬、一本杉等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。  
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。  
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。  
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。  
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件となります。  
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと  
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い  
たします。  
3 ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲  
受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積458㎡を議案書記載の金額で売買するもの  
です。  
4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を  
満たすと事務局では判断しております。  
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。説明いたします。  
番号1番は能代地内の休耕畑でありました。  
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数2件で、期間の変更が1件、転用目的の変更が1件となっております。

7ページをご覧ください。番号1番は砂利採取として令和3年3月に許可を受けておりましたが、期間の延長を行うものであります。

14ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。申請地は柄沢地内の農用地ですが、砂利採取後に原形復旧するものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

7ページに戻っていただき、番号2番は砂利採取のための搬出入路及び表土置場として令和3年11月に許可を受けておりましたが、砂利採取への用途の変更を行うものであります。

20ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。申請地は一本杉地内の農用地ですが、砂利採取後に原形復旧するものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は原案のとおり承認するこ

とに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 5 件で、売買 2 件、賃貸借 3 件であります。

23 ページをご覧ください。番号 1 番は中川新内の畑 1 筆、面積 79 m<sup>2</sup>を駐車場用地とする永久転用案件で、売買となります。

34 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ- (ア)」であります。申請地は、中川新地内の第 1 種にも第 3 種にも該当しないその他第 2 種農地で、周囲を宅地に囲まれた小規模の生産性の低い農地であり周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページに戻っていただき、番号 2 番は南本町 1 丁目地内の田 3 筆、合計面積 367.08 m<sup>2</sup>を個人住宅用地とする永久転用案件で、売買となります。

40 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ- (ア) - b - (c)」であります。申請地は、南本町 1 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページに戻っていただき、番号 3 番から番号 5 番はひとつの案件であります。一本杉地内の田 3 筆、合計面積 2,804 m<sup>2</sup>を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

46 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア- (イ) - c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

24 ページをご覧ください。番号 6 番から番号 13 番はひとつの案件であります。猿和田地内の田 13 筆、合計面積 9,825 m<sup>2</sup>を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借と

なります。

53 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。申請地は、猿和田地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

26 ページをご覧ください。番号 14 番から番号 17 番はひとつの案件であります。中川新地内の田 6 筆、合計面積 9,983.39 m<sup>2</sup>を砂利採取場及び搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

61 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-c」であります。申請地は、中川新地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 　（川村孝雄 委員）

　　はい議長。説明いたします。

　　番号 1 番は中川新地内の畑で、番号 2 番は南本町 1 丁目地内の休耕畑、番号 3 番から番号 5 番は一本杉地内の田、番号 6 番から番号 13 番は猿和田地内の田、番号 14 番から番号 17 番は中川新地内の田でありました。

　　特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。

　　ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

　　～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

　　「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　　～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

　　続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

65 ページをご覧ください。今月は1件の申し出がありました。

番号1番の内容については、令和4年8月10日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、面積1,021㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

加藤健一 会長代理 はい。

議長 はい、加藤代理。

加藤健一 会長代理

議席番号18番、加藤です。議第1号の取引と売り手と買い手が同じであります、反別を見ますと議題1号が458㎡で、今回の議案は1,021㎡です。売買金額が同じというのは何か理由があるのでしょうか。

松村主査 はい、議長。

議長 はい、松村主査。

松村主査 はい、議長。お答えします。

議題1号の3条の案件と今回の基盤法の内容につきまして、譲受人と譲渡人のから聞き取りを行いました。今回は隣同士の2筆を買うということで、2筆で50万円で買いたいという風な話でありました。そこで具体的に1筆毎にどれくらいで売買されるのかお聞きしたところ、25万円ずつで、という回答でありました。以上であります。

議長 加藤代理、いかがですか。

加藤健一 会長代理

お互いの話し合いで決まったということですね。分かりました。

議 長 他にございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は再設定2件の申し出がございました。

66ページをご覧ください。番号1番から2番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員(多数)でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 五泉市農業委員会 農地等の利用の最適化に関する指針の

修正について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

次 長 はい、それでは私の方から「議第 5 号 五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の修正について」ご説明いたします。

こちらの議案については、すでに 4 月総会にて議決をいただいている案件になりますが、7 月 29 日に国の指導により新潟県から集積面積の確認依頼があり、五泉市農業委員会では集積面積の集計方法を令和 4 年 3 月末現在の農地台帳の積み上げ面積としておりましたが、令和 4 年度の担い手の農地集積状況調査の集積面積の数値にするよう指示がありました。

そのため、集積面積を修正し、再度皆様に議決をいただくものであります。

修正箇所について、説明します。議案書の 72 ページをご覧ください。

2. 担い手への農地利用集積について、(1)担い手への農地利用集積目標ですが、既存達成面積を 2,774.42ha から 2,970.45ha に修正し、集積目標面積から差し引くと 1,109.55ha で、それを令和 8 年度末までの 5 年間で達成しようとする、単年度あたりの目標面積は 261ha から 222ha に修正することになります。

以上、五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の修正について、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 5 号 五泉市農業委員会 農地等の利用の最適化に関する指針の修正について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、

「議第 5 号 五泉市農業委員会 農地等の利用の最適化に関する指針の修正について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 6 号 令和 4 年度 最適化活動の目標の設定等の修正について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

次 長 はい、それでは私の方から「議第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の修正について」ご説明いたします。

こちらの議案についても、すでに 5 月総会にて議決をいただいている案件になりますが、先ほどの最適化指針と同様で、7 月 29 日に国の指導により新潟県から集積面積の確認依頼があり、集積面積の集計方法を令和 4 年 3 月末現在の農地台帳の積み上げ面積としていたものを、令和 4 年度の担い手の農地集積状況調査の集積面積の数値に修正するよう指示がありました。

そのため、集積面積を修正し、再度皆様に議決をいただくものであります。

議案書の 76 ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」の表の、「これまでの集積面積(B)」を 2,774.42ha から 2,970.45ha に修正し、集積率も 58.24%に修正となります。

この修正に伴い、「②目標」ですが、今年度の新規集積面積が 261ha から 222ha、今年度末の集積面積（累計）(D) が 3,035.42ha から 3,192.45ha、今年度末の集積率の目標も 62.60%に修正となります。

以上、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の修正について、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 6 号 令和 4 年度 最適化活動の目標の設定等の修正について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員(多数)でありますので、「議第 6 号 令和 4 年度 最適化活動の目標の設定等の修正について」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 4 年第 8 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 25 分 閉会)